



つくばみらい市告示第5/号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月30日

つくばみらい市長 小田川 浩



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

伊奈地区
谷和原地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年3月22日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

	法人	個人	集落営農
伊奈地区	11 経営体	30 経営体	2 経営体
谷和原地区	7 経営体	15 経営体	0 経営体

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
つくばみらい市	伊東地区(小張地区・豊地区・谷井田地区・三島地区・東地区・板橋地区)	令和3年2月10日	令和5年3月22日
1 対象地区の現状			
①地区内の耕地面積			
小張地区			2385.92 ha
豊地区			350.18 ha
谷井田地区			399.72 ha
三島地区			330.02 ha
東地区			471.24 ha
板橋地区			233.19 ha
			601.57 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計			
小張地区			2035.23 ha
豊地区			299.12 ha
谷井田地区			343.95 ha
三島地区			283.75 ha
東地区			407.34 ha
板橋地区			200.43 ha
			500.64 ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計			
小張地区			1537.71 ha
			230.39 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計			59.12 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計			25.26 ha
豊地区			269.06 ha
			53.46 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計			17.17 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計			155.22 ha
谷井田地区			24.13 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計			19.21 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計			310.38 ha
三島地区			65.22 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計			38.09 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計			148.99 ha
東地区			45.08 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計			14.68 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計			423.67 ha
板橋地区			

i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	75.80 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	81.82 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	220.2 ha
小張地区	21.5 ha
豊地区	32.3 ha
谷井田地区	25.1 ha
三島地区	38.5 ha
東地区	6.5 ha
板橋地区	96.3 ha
(備考)	

注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の要否、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いを活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

【小張地区】 担い手不足、耕作放棄地の増加、耕作者の高齢化	
【豊地区】 担い手不足、耕作者の高齢化、担い手の圃場が分散している、大型機械の購入時の費用負担	
【谷井田地区】 担い手不足、耕作放棄地の増加、施設又は機械購入時の費用負担	
【三島地区】 担い手不足、耕作放棄地の増加、耕作者の高齢化、担い手の圃場が分散している	
【東地区】 担い手不足、耕作放棄地の増加、耕作者の高齢化、担い手の圃場が分散している	
【板橋地区】 担い手不足、耕作放棄地の増加、耕作者の高齢化、担い手の圃場が分散している、畑の区画整理がしていない、貸し手が不明	

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

小張地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、入りを希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。また、畑地については、既存の経営体も含め認定新規就農者等を受け入れ対応していく。

豊地区は稲作を主としており、中心経営体である2法人及び2経営体の個人に集積・集約を行い対応していく。また、状況に応じて入り作を希望する認定農業者の受け入れを促進する。

谷井田地区の農地利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者が担うほか、中心経営体以外の認定農業者の育成、又は入り作を希望する認定農業者の受け入れを促進することに対応していく。

三島地区は稲作を主としており、中心経営体である法人又は個人に集積・集約を行い対応していく。また、状況に応じて入り作を希望する認定農業者の受け入れを促進する。

東地区の水田利用は、中心経営体である法人及び個人に集約を行うほか、入り作を希望する認定農業者に集積・集約を行う。また、畑地については中心経営体である認定農業者等に集積するほか、認定新規就農者の受入れを促進することに対応していく。

坂橋地区の農地利用については、水田は中心経営体である個人又は集落営農組織に集積するほか、入り作を希望する認定農業者の受け入れ、又は新規就農者の受け入れを促進することに対応していく。また、畑地については中心経営体への集積を促進して対応する。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集約ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集約」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向	
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積
認農法		水稲・麦	54 ha	水稲・麦	57.8 ha
認農		水稲	13.2 ha	水稲	15.5 ha
認農		野菜	1.2 ha	野菜	3.2 ha
認農		野菜	2.4 ha	野菜	4.4 ha
認農		野菜	0.9 ha	野菜	0.9 ha
認農法		水稲	19.4 ha	水稲	23.3 ha
認農		水稲	15.2 ha	水稲	16 ha
認農法		水稲・麦・野菜	38.7 ha	水稲・麦・野菜	52.3 ha
認農		水稲	35.9 ha	水稲	43.9 ha
認農法		水稲	50.6 ha	水稲	80.6 ha
認農		水稲	12.7 ha	水稲	16.9 ha
認農		水稲・施設野菜	2 ha	水稲・施設野菜	2.6 ha
認農		水稲	6.3 ha	水稲	7.3 ha
集		麦	20 ha	麦	25 ha
認農法		水稲	2.4 ha	水稲	3.9 ha
認農		施設野菜	0.1 ha	施設野菜	0.3 ha
認農		水稲	5.1 ha	水稲	8 ha
認農		水稲	18 ha	水稲	30 ha
認農		水稲	13.9 ha	水稲	19.6 ha
認農		水稲	14.7 ha	水稲	34.7 ha
認農		施設野菜	0.5 ha	施設野菜	0.5 ha
認農		水稲	2.2 ha	水稲	4.2 ha
認農		水稲・果樹	0.3 ha	水稲・果樹	1.1 ha
認農法		水稲	40.5 ha	水稲	62.7 ha
認農法		水稲・麦・野菜	71.2 ha	水稲・麦・野菜	73.1 ha
認農		野菜	2.6 ha	野菜	2.6 ha
認農		水稲	8.1 ha	水稲	20.8 ha
認農		水稲・麦	21.8 ha	水稲・麦	23.8 ha
認農		水稲・麦	23.9 ha	水稲・麦	24.1 ha
認農法		水稲・麦	58.4 ha	水稲・麦	70.6 ha
認農法		水稲	6.3 ha	水稲	16.3 ha
到達		野菜	1.1 ha	野菜	1.6 ha
認農		水稲	8.3 ha	水稲	9.7 ha
認農		水稲・麦	10.9 ha	水稲・麦	15.9 ha
認農法		野菜	4.2 ha	野菜	9.2 ha
認農		水稲・野菜	21.9 ha	水稲・野菜	22.9 ha
認農		野菜	1.4 ha	野菜	1.5 ha
到達		水稲・野菜	10.2 ha	水稲・野菜	39.7 ha
到達		水稲	4.6 ha	水稲	64.5 ha
認農法		水稲・野菜	19.8 ha	水稲・野菜	20.5 ha
集		水稲・麦	8.5 ha	水稲・麦	11.5 ha
認農		野菜	2.6 ha	野菜	6.6 ha
認農		野菜	10.6 ha	野菜	14.1 ha
計	43経営体		666.6 ha		963.7 ha

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

<p>【農地の貸付け等の意向】 貸付け等の意向が確認された農地は、2,411筆、2,520,712㎡となっている。</p>
<p>【農地中間管理機構の活用方針】 県営土地改良事業伊奈北部地区受益地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通して中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>【基盤整備への取組方針】 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、全地域において、農地耕作条件改善事業を活用し農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>【鳥獣被害防止対策の取組方針】 地域による鳥獣害の防除計画の策定に努める。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
2	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
3	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
4	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
5	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
6	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	〇〇〇〇
	計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、入・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)
本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
つくばみらい市	谷原地区(小絹地区・谷原地区・十和地区・福岡地区)	令和3年2月10日	令和5年3月22日
1 対象地区の現状			
①地区内の耕地面積			1548.17 ha
小絹地区			189.06 ha
谷原地区			598.47 ha
十和地区			433.59 ha
福岡地区			327.05 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計			1409.06 ha
小絹地区			170.66 ha
谷原地区			539.79 ha
十和地区			414.80 ha
福岡地区			283.81 ha
③地区内における65以上の農業者の耕作面積の合計			1140.08 ha
小絹地区			132.55 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計			25.94 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計			20.80 ha
谷原地区			448.93 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計			121.29 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計			46.35 ha
十和地区			309.44 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計			66.49 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計			31.03 ha
福岡地区			249.16 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計			61.56 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計			43.11 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受け意向のある意向のある耕作面積の合計			116.6 ha
小絹地区			27.0 ha
谷原地区			45.3 ha
十和地区			31.5 ha
福岡地区			12.8 ha
(備考)			

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するアータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

【小絹地区】 担い手不足、耕作放棄地の増加、耕作者の高齢化
【谷原地区】 担い手不足、耕作放棄地の増加、耕作者の高齢化、担い手の圃場が分散している
【十和地区】 担い手不足、耕作放棄地の増加、耕作者の高齢化、担い手の圃場が分散している
【福岡地区】 担い手不足、耕作放棄地の増加、耕作者の高齢化、担い手の圃場が分散している

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

小絹地区の水田は、中心経営体である2経営体(担い手)が担うほか、畑地については中心経営体以外に必要に応じて入り作を希望する認定農業者の受け入れを促進する。
谷原地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者や農業法人に集積・集約していく。また、必要に応じて入り作を希望する認定農業者等の受け入れを促進することで行っていく。
十和地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者や農業法人に集積・集約していく。また、必要に応じて入り作を希望する認定農業者等の受け入れを促進することで行っていく。
福岡地区の水田利用は、入り作を希望する認定農業者等を受け入れ集積・集約していくことに対応する。また、畑地については、中心経営体である個人又は法人に集積・集約していくことに対応する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する採択方針は、対象地区を原則として専断として集約して作成することを目指していますが、その「集約」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向	
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積
認識		果樹	0.8 ha	果樹	0.9 ha
認識		水稲・野菜	44.1 ha	水稲	45.2 ha
認識		水稲・施設野菜	1.6 ha	水稲・施設野菜	1.6 ha
認識		水稲	28.5 ha	水稲	33.5 ha
認識		水稲	8.7 ha	水稲	9.4 ha
認識		水稲・野菜・果樹	9.4 ha	水稲・野菜・果樹	20.9 ha
認識		水稲・野菜	30.4 ha	水稲・施設野菜	37.4 ha
認識		施設野菜	0.6 ha	施設野菜	0.7 ha
認識		水稲	5.8 ha	水稲	6.9 ha
認識		水稲	52.7 ha	水稲	70.0 ha
認識		水稲	9.5 ha	水稲	11.3 ha
認識		水稲	27.3 ha	水稲	31.7 ha
認識		花き	上に含む	花き	上に含む
認識		水稲	4.3 ha	水稲	4.8 ha
認識		水稲	7 ha	水稲	8 ha
認識		畜産	0 ha	畜産	0 ha
認識		水稲	36.2 ha	水稲	44.7 ha
認識		水稲	121 ha	水稲	126 ha
認識		野菜	0.8 ha	露地野菜	1.1 ha
認識		野菜	1.3 ha	露地野菜	1.3 ha
認識		水稲・野菜	2.5 ha	水稲・露地野菜	9 ha
認識		野菜	1.9 ha	露地野菜	12 ha
計	22経営体		394.4 ha		476.4 ha

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認識」、法人の認定農業者は「認識」、認定新規就農者は「認識」、法人化や農地集積を行うことが確定であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>【農地の貸付け等の意向】 貸付け等の意向が確認された農地は、1,677筆、1,686,291㎡となっている。</p>
<p>【農地中間管理機構の活用方針】 果園土地改良事業を予定している寺畑地区の受益地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸付け替えを進めることができるよう、機構を通して中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>【基盤整備への取組方針】 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、全地域において、農地耕作条件改善事業を活用し農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>【鳥獣被害防止対策の取組方針】 地域による鳥獣被害の防除計画の策定に努める。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)	
	貸付け	作業委託
1 〇〇町〇〇番	〇〇〇〇	
2 〇〇町〇〇番	〇〇〇〇	
3 〇〇町〇〇番	〇〇〇〇	
4 〇〇町〇〇番	〇〇〇〇	〇〇〇〇
5 〇〇町〇〇番	〇〇〇〇	〇〇〇〇
6 〇〇町〇〇番	〇〇〇〇	〇〇〇〇
計	〇〇〇〇	〇〇〇〇

注: 農業委員・農地利用農適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を業地利用農適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。